

橋本市教育委員会告示第 11 号

橋本市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 7 月 7 日

橋本市教育委員会 教育長 今田 実



橋本市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示

橋本市特別支援教育就学奨励費交付要綱(平成 18 年教育委員会規則第 10 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第 3 条関係)			別表(第 3 条関係)		
対象費目	左の定義	交付対象額	対象費目	左の定義	交付対象額
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に定める学校給食費(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「令」という。)第2条第1号に掲げる区分(以下「第1区分」という。)及び同条第2号に掲げる区分(以下「第2区分」という。)に該当する世帯に限る。)	橋本市立中学校における学校給食費の半額	学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に定める学校給食費(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号。以下「令」という。)第2条第1号に掲げる区分(以下「第1区分」という。)及び同条第2号に掲げる区分(以下「第2区分」という。)に該当する世帯に限る。)	学校給食費の半額
略	略	略	略	略	略

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。